南あわじ市いじめ問題調査委員会運営要領

平成30年10月30日　委員会決定

（趣旨）

第１条　この要領は、南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年南あわじ市条例第19号）第21条の規定に基づき、南あわじ市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議録の作成）

第２条　委員会の会議（以下「会議」という。）を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

⑴　会議の日時及び場所

⑵　出席した委員等の氏名

⑶　議題

⑷　審議の経過

⑸　議決した事項

⑹　その他必要な事項

２　会議録は、委員の多数決により確定するものとする。

（会議の公開）

第３条　会議は、次の各号に該当する場合を除き、公開するものとする。

⑴　南あわじ市個人情報保護条例（平成17年南あわじ市条例第17号）第16条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行う場合

⑵　会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

（傍聴）

第４条　前条の規定により会議が公開される場合は、会議を傍聴することができる。

２　会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

３　傍聴人の定員は、会議の会場毎に委員長が定める。

４　傍聴人が前項の定員に達したときは、委員長は、傍聴人の数を制限することができる。

５　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

⑵　談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎたてないこと。

⑶　飲食又は喫煙をしないこと。

⑷　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

⑸　写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。

⑹　携帯電話等の通信機器は、電源を切るかマナーモードに設定し、会議場での通話をしないこと。

⑺　前各号に掲げるもののほか、審査会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

６　傍聴人が前項の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

（会議録等の公開）

第５条　第３条各号の規定により会議を公開する場合、会議録及び配布資料を公開するものとする。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

この要領は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。